

授業コード	JP45050010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	国際財産法		
英語科目授業名	Private International Law (Corporation, Property and Obligation)		
科目ナンバー	JAAPP8913	必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	国友 明彦		
科目の主題	狭義の国際私法(涉外的な法的問題への準拠法の決定・適用を扱う)のうち、各論の国際財産法および総論の財産法関係の部分。その中心的な法典は、法の適用に関する通則法4条以下〔以下、「通則法」と略す。なお、その条文の引用の際には以下では条文番号のみで引用する。〕である。		
授業の到達目標	狭義の国際私法の基本構造、基本的な概念の意味と用法、財産法分野の主要な条文や条理による準則の趣旨・目的とそれらの体系的な関係を会得し、この分野の主要な法律問題を解決できるようになること。		
授業内容・ 授業計画①	<p>授業においては、講義方式と事前に出した問題〔以下、これを単にQという。主として下記ケースブック『ロースクール国際私法・国際民事手続法[第3版]』から選ぶ〕について学生に答えていただく方式を適宜併用する。Qに対する解答について適宜補足説明をする。その他の重要な箇所や誤解の生じやすい箇所について重点的な講義を行なう。その際、随時質問を受け付ける。</p> <p>(1～2前半) 序論(「国際私法と統一法」を含む。) 国際私法が財産法分野で実際に用いられる例を挙げて解説する。次に、国際私法と統一法の関係について検討する。さらに、国際私法の目的と方法、連結点・連結政策(各種の連結方法)、国際私法の法的性質、国際私法の法源、国際私法の構造等について解説する。</p> <p>(2後半～3) 契約(1～2): 当事者自治、契約準拠法の分割指定 契約の準拠法について、当事者による準拠法の合意が存在する場合(7条)と、準拠法の合意が存在しない場合(8条ほか)とに分けたうえで、当事者自治の原則の意義と根拠、準拠法指定の時期、黙示の意思推定等について検討する。その後、分割指定の問題について東京地判平14・2・26 LEX/DB28082189等の裁判例を素材として検討する。</p> <p>(4) 契約(3): 客観的連結、消費者契約・労働契約 準拠法合意のない場合における8条2項の特徴的給付の理論による推定を中心に解説し、具体的事案への適用について考える。その後、消費者契約と労働契約に関する特則(11～12条)について解説・検討する。</p> <p>(5前半) 金銭債権、法律行為の方式 金銭債権(特に、弁済の通貨)の国際私法上の問題と民法上の問題(最判昭50・7・15民集29・6・1029)についてもここで簡単に取り上げる。10条の法律行為の方式の基礎的事項についてその理解を確認する。</p> <p>(5後半～6) 不法行為 17条1項の不法行為地法主義(結果発生地法主義)の根拠についての理解を確認した上、20条の解釈について考察し、21条の適用されるのはどのような場合かについて考える。さらに、特別留保条項である22条について検討する。そのうち、生産物責任と名誉毀損という特別の不法行為に関する規定の解釈論(18条・19条が中心)について検討する。あわせて、民法上の問題ではあるが、外国に常居所を有するかまたはまもなく本国に帰る予定の外国人被害者の逸失利益の算定基準(最判平9・1・28民集51・1・78)とそのような者が死亡した場合または遺族が外国に常居所を有する場合の慰謝料の算定の考え方についても簡単にふれる。</p> <p>(7前半) 事務管理・不当利得 事務管理及び不当利得の準拠法(14～15条)に関して、解消された契約関係の清算の場合など、他の法律関係との関係も考慮しながら、検討する。</p> <p>(7後半～8前半) 物権 物権に関する所在地法主義(13条1項)とその限界(最判平14・10・29民集56・8・1964)、物権変動に関する同条2項の具体的適用上の諸問題、担保物権(大判昭11・9・15法律新聞4033・16)について検討する。</p> <p>(8後半) 自然人の行為能力等 自然人に関して、行為能力一般の準拠法(4条)、特に取引保護主義について検討する。失踪宣告、制限能力者の保護(後見開始の審判等)(5条、6条)についても簡単に解説する。</p> <p>(9前半) 代理 任意代理について検討する。</p>		

<p>授業内容・ 授業計画②</p>	<p>(9後半～10) 法人 法人に関して、抵触法上の問題と外人法上の問題に分けて検討する。まず、抵触法上の問題としては、法人の属人法(従属法)としての設立準拠法主義の根拠、属人法の適用範囲(特に日本の裁判例で問題となったもの、例えば法人代表や法人格否認など)を取り上げる。外人法上の問題としては、外国法人の認許(民法35条)の意義について説明した上、会社法の外国会社に関する規定(817条以下)と「外国会社の登記」規定(933条以下)のうち主要なものを確認する。</p> <p>(11) 債権債務関係 債権譲渡など、3人以上の当事者が関係する債権債務関係および債権一般に関する問題について、関連する各種法制度の連続性を考慮しながら検討する。具体的には、債権譲渡(東京地判昭42・7・11金法485号33頁)、債権質(最判昭53・4・20民集32・3・616[バンコク銀行事件])について検討する。それらに関する方式の問題もここであわせて取り上げる。相殺、詐害行為取消権(東京地判平27・3・31 LEX/DB25525135)についてもここで考える。</p> <p>(12) 知的財産権 (1): 属地主義の原則、外国知的財産権にもとづく請求 知的財産法の基礎のうち国際私法の観点から重要な点について解説した上、外国特許権にもとづく請求についての最高裁判例(最判平14・9・26民集56・7・1551[FM信号復調装置事件、カードリーダー事件])について検討する。</p> <p>(13) 知的財産権 (2): 知的財産権と契約 職務発明(最判平18・10・17民集60・8・2853[日立製作所事件])と著作権の譲渡について判例を中心に検討する。職務発明については平成27年の日本の特許法35条の改正にもふれる。</p> <p>(14) 不正競争、全体の復習 参加者の希望にもよるが、不正競争についてその基礎と日本の裁判例で問題となった点を簡単に取り上げる。そののち、適宜全体の復習を行なう。</p> <p>(15) 期末試験</p>
<p>事前・事後学習 の内容</p>	<p>事前学習: 受講者には、下記のような国際私法の概説書や百選などについて予習することを求める。予習課題には質問形式のQと簡潔に書かれた文献を指定してそれを読んでくれることを求めるものがある。予習課題はその前の講義のあった日のうちにMoodleで伝えるよう努める。</p> <p>予習課題は必須の課題と任意の課題に分ける。ケースブックの予習課題のうちには、高度なもの、少数説についてのもも含まれており、また、学習範囲の広さと深さの程度についての受講者の希望も異なっていることもありうるからである。</p> <p>事後学習: 講義の内容を整理して、知識の定着を図ること。</p> <p>希望者のみ対象の課題: 講義内容の復習、事例について法的解決を考える能力の涵養、論理的な文章を書く訓練のため、希望者向けに数回演習問題(事例式問題)を出し、希望者に文書ファイルのかたちで解答を書いてメールで送っていただき、添削して返し、授業の中で講評を行なう。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価 学期末の試験: 80% 平常点(授業における教員からの質問への解答など授業への参加状況。): 20%</p>
<p>受講生へのコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開講日は、8月下旬から9月中旬までの間に設定する予定。1日に2コマずつ1日以上の間隔を開けて開講する。具体的な開講日については決まりしだい掲示等で知らせる。 ・ もし研究指導の希望があれば、研究レポートの作成につき助言を行なう。 ・ 全体につき、質問は、e-mail: kunitomo@law.osaka-cu.ac.jp または国友研究室電話: 06-6605-2332 までどうぞ。
<p>教材</p>	<p>ケースブック: 櫻田嘉章=道垣内(どうがうち)正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法[第3版]』(2012, 有斐閣)</p> <p>百選: 櫻田嘉章=道垣内正人編『国際私法判例百選[第2版]』(2012, 有斐閣別冊ジュリスト210号) 概説書は指定しないが、以下の4冊を推薦する。このうち1冊以上を用意すること。</p> <p>澤木敬郎(たかお)=道垣内正人『国際私法入門[第8版]』(2018, 有斐閣双書) [コンパクトな割には取り上げている論点が多い。]</p> <p>神前(かんざき)禎(ただし)=早川吉尚(よしひさ)=元永和彦『国際私法[第3版]』(2012, 有斐閣アルマ) [2019. 2. 新版発行予定] [比較的わかりやすく書かれており、入門に適していると思われる。他面、取り上げられていない論点が多い。]</p> <p>横山潤『国際私法』(2012, 三省堂) [比較的詳細。もっとも、第1部第1編第1章「抵触法の基礎」[序論]は初心者には難解かと思われる。]</p> <p>中西康=北澤安紀(あき), 横溝大, 林貴美(たかみ)著『国際私法[第2版]』(2018, 有斐閣Legal Quest) [全体について4人の意見を反映させており、客観性に優れている。]</p> <p>入門書: 神前禎『プレップ国際私法』(2015, 弘文堂)</p> <p>主要な参考書のうちコンパクトなもの: 道垣内正人『ポイント国際私法 総論[第2版]』(2007, 有斐閣)、同『ポイント国際私法 各論[第2版]』(2014, 有斐閣)</p> <p>櫻田嘉章=佐野寛=神前禎編『演習国際私法 CASE30』(2016, 有斐閣)</p> <p>六法: 授業で毎回使用する。小型のものでいいので持参すること。</p> <p>* 適宜、判例・学説の抜粋・要約、講義形式の解説部分のレジュメ・資料などを事前にまたは講義時に配布する。</p>